

厚生センターで実施している動物愛護業務の動物管理センターへの業務集約について次の方法が考えられる

案	1	2	3	
手法	全ての業務を集約	緊急時対応、苦情処理以外を集約	動物の飼養管理のみ集約	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての動物愛護管理業務を集約</li> <li>近接性を確保するため、一部の窓口業務のみ厚生センターで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬の捕獲や咬傷事故対応等、緊急性の高い業務に加えて、地域に応じた対応を可能とするため、苦情処理を各厚生センターで実施</li> <li>→ 中部厚生センター業務は全て動物管理センターに集約</li> <li>支所（①魚津、②射水、氷見、③小矢部）分を本所（①新川、②高岡、③砺波）に集約（3 厚生センター＋動物管理センターで業務を実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでと同様の業務を厚生センター・支所で実施。</li> <li>犬猫の飼養管理のみ動物管理センターに集約</li> </ul>	
動物管理センターに集約する業務	犬の捕獲抑留、負傷動物保護	○		
	犬の咬傷事故対応	○		
	苦情・通報対応（鳴き声、虐待等）	○		
	犬猫の引取り	○	○	
	動物取扱業の登録、監視	○	○	
	犬猫の飼養管理	○	○	○
	迷い犬猫の飼主への返還	○	○	○
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生センターの飼養施設不要</li> <li>厚生センターの業務負担軽減</li> <li>動物取扱業者への監視指導、苦情処理情報が一か所に集積でき、専門的な職員の育成が可能</li> <li>動物愛護に関する窓口の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生センターの飼養施設更新が不要</li> <li>厚生センターの業務負担軽減</li> <li>動物取扱業者への監視指導情報が一か所に集積</li> <li>苦情受理後の現場確認を速やかに実施可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生センターの飼養施設更新が不要</li> <li>近接性の維持</li> <li>動物取扱業の監視や苦情受理後の現場確認を速やかに実施可能</li> </ul>	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>近接性の低下（動物管理センターまで来所する必要がある、現場に向かうまでのタイムラグ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近接性の低下（動物管理センターまで来所する必要がある）</li> <li>苦情対応の専門性が高まらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近接性の低下（動物管理センターまで来所する必要がある）</li> <li>厚生センターの業務負担はほぼ変化なし</li> <li>専門性の高い職員の育成が困難</li> </ul>	
デメリットの代替措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物取扱業の登録、監視は動物管理センターへ集約するが、申請の受理のみ厚生センターで実施。</li> <li>引取りは日時を指定して、厚生センターで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物取扱業の登録、監視は動物管理センターへ集約するが、申請の受理のみ厚生センターで実施</li> <li>引取りは日時を指定して、厚生センターで実施</li> <li>困難度の高い苦情対応は、直ちに動物管理センターによるフォローを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難度の高い苦情対応や動物取扱業への指導は、直ちに動物管理センターによるフォローを実施</li> </ul>	